

○岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

市規則第 9 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は，岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 7 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(機能訓練担当職員)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項，第 6 条第 2 項及び第 7 2 条第 2 項に規定する機能訓練担当職員は，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士又は心理担当職員等であつて，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う能力を有するものとする。

(管理者)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項（条例第 5 8 条，第 7 3 条，第 8 0 条及び第 8 0 条の 4 において準用する場合を含む。）及び第 8 3 条第 2 項に規定する規則で定める者は，次の各号のいずれかの事業若しくは施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2 年以上である者又は社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者とする。

(1) 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所の事業

(2) 次に掲げる介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の事業又は施設

ア 介護保険法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業又は施設

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は同条第 7 項に規定する介護予防通所介護を行う事業

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条

の第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項に規定する特別支援学級

(4) 次に掲げる行政機関の事業

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所

カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所

(5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第1条に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(6) その他市長が特に認める事業又は施設

（訪問支援員）

第4条 条例第82条第1項第1号に規定する訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であつて、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有するものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において現に社会福祉法第2条に規定する事業でないもののうち、旧社会福祉法（平成17年4月1日から施行日前までの間において施行された社会福祉法をいう。）

第2条の規定により社会福祉事業であった事業については、第3条各号（同条第6号を除く。）に規定する事業と同等のものとみなして同条の規定を適用する。

附 則（平成27年市規則第58号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第108号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年市規則第34号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。